

平成25年第4回安堵町議会定例会

(第1日)

日時 平成25年12月3日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博 書記 吉川 明宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
理事(総務部門)	寺前 高見	理事(総務部門)	磯部 あさみ
理事(総務部門)	北門 康幸	会計管理者	喜多 君美代
総合政策課長	喜多 君美代	総務課長	近藤 善敬
税務課長	中野 彰宏	住民課長	堀口 善友
健康福祉課長	(民生部門理事兼務)	人権同和対策課長	大星 義博
産業建設課長	古川 秀彦	上下水道課長	(事業部門理事兼務)

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号：一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 2号：安堵町税条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 3号：安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4号：安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 5号：奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について

日程第 8 議案第 6号：奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について

日程第 9 議案第 7号：平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について

日程第10 議案第 6号：安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第 7号：平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について

日程第12 議案第 8号：平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について

開 会 午前10時

議長（山岡 敏） おはようございます。

ただいまの出席議員10名です。

定足数に達しておりますので、平成25年度第4回安堵町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい。

議長（山岡 敏） はい、町長どうぞ。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

色鮮やかな紅葉もいつしか散っていき、冬の訪れを告げる季節となってまいりました。

師走で何かとお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

さて、今年は、歴史民族資料館が開館20周年を迎える記念すべき年であり、また、天誅組が義挙して150年の節目の年でもございます。関わりのある当町におきましても、10月に「天誅組と伴林光平」の安堵町との関わりをテーマとした特別展を同館において、併せて「天誅組の変と安堵社中」と題した記念講演会を開催したところでもございます。

そして、最後のイベントとして、11月に東京で「天誅組150年記念シンポジウム in 東京」が縁のある市町村により開催され、当町からは、私を始めとする担当職員が出席し、議会の議長、副議長にも御参加をいただきました。

当日は、400人を越える方々が会場を埋めつくし、関心の大きさを実感したところでもございます。

また、今は、年明けに、東京国際フォーラムにおいて開催されます「町イチ！村イチ！2014」に出展するため、諸準備を進めているところでもございます。

これは、全国神奈川県小田原市の町村が自慢の特産品を紹介・販売したり、伝統工芸を披露する場であり、当町からは、灯芯ひきの実演を保存会の方々にしていただき、行燈、菜種油など灯りに関わりのあるものを主軸として、古代米、その他特産品を紹介しながら、「安堵町」をアピールしたいと考えております。

これを機に、「安堵町」の魅力を広く知っていただき盗聴が、多くの方々にとって訪れてみたい町となることを大いに期待しているところでもございます。

さて、本日、提案させていただきます案件ですが、条例の一部改正が4件、一部事務組合を組織する市町村等の変更が1件、規約の変更が1件、平成25年度補正予算案件が1件の合計7件でございます。

それでは順を追って説明をさせていただきます。

まず議案第1号 一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましては、国に準じ、55歳を超える職員については、特に良好な勤務成績の場合に限り、昇給できることとするものでございます。

次に、議案第2号 安堵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましては、当町における住民税の寄附金税額控除の対象とする寄附金について、奈良県に準拠する形に所要の改正を行うものでございます。

議案第3号 安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましては、保険料延滞金の割合について、特例基準割合適用年中の取り扱いを定めるものでございます。

次に議案第4号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましても、保険料延滞金の割合について同様の改正をするもので、併せて納期期限後1か月以内は7.3%とする旨を追加するものでございます。

次に議案第5号と議案第6号につきましては、いずれも消防広域化に伴うものでございますので、併せて御説明をいたします。

まず議案第5号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更についてでございます。

これは、奈良県広域消防組合を設立されることに伴い、消防4組合が解散するため、奈良県総合事務組合を組織する組合でなくなることに伴って議会の議決を求めるものでございます。

そして議案第6号は奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてでございますが、先ほど申し上げましたことに伴い、奈良県広域消防組合を構成団体とするため、規約の一部を改正することについて、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第7号平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）についてでございます。

今回の補正は、1,013万4,000円の増額補正でございます。

補正内容でございますが、人事異動等に伴う人件費の増減と、共済費余剰金の減額、平成24年度の生産に伴う奈良県後期高齢者医療広域連合への繰出金の増額、そして、中学校給食施設太陽光設備設置工事費等の増額によるものでございます。

併せて、中学校給食施設太陽光設備設置事業に係る費用2,408万4,000円を繰越明許費とし、また、中学校給食施設整備事業債の増に伴い、地方債限度額を1

億6,520万円にするものでございます。

以上、大筋につきまして説明をいたしました。細部につきましては、その都度担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

議長（山岡 敏） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

議長（山岡 敏） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、
3番 植田英和議員、4番 中本幸一議員を指名します。

議長（山岡 敏） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの11日間にいたしたいと思ひます。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から12月13日までの11日間に決定いたしました。

議長（山岡 敏） 続きまして日程第3 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議長（山岡 敏） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤局、え、総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます。総務課の近藤でございます。

それでは議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

国において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、兵背井25年6月21日に公布されました。

これは、国家公務員のきゅうよについて、高齢層職員の昇給抑制に関する人事院勧告が行われたことで、国の改正に準じて町条例の一部を改正するものでございます。

議案書最終ページの新旧対照表を御覧ください。

右側改正後（案）でございます。

第4条、第5項でございます。

55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好な場合において行うものとし、昇給させる場合の号給は、勤務成績に応じて規則に定める基準に従い、町長が決定するものとする。という改正でございます。

なお、現行では、良好な成績である者には2号給以上、良好でない勤務成績以下では、昇給をしないとなっておりますが、改正後は、特に良好な勤務成績の者には昇給を行い、良好並びに標準の勤務成績では昇給をしないということでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年安堵村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年12月3日提出

安堵町長西本安博

なお、次のページ以下につきましては、え、先ほど説明させていただきました部分と重複いたしますので、割愛させていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第1号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長 (山岡 敏) はい、起立全員でございます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長 (山岡 敏) 日程第4 議案第2号 安堵町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長 (中野彰宏) はい、議長。

議長 (山岡 敏) 中野 税務課長。

(中野税務課長 登壇)

税務課長 (中野彰宏) おはようございます。税務課中野でございます。よろしくお願いいたします

議案第2号 安堵町町税条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本改正につきましては、個人の住民税の寄附金税額控除にかかる、地方税法だい30、314条の7号1項第3号において、条例で指定するものについて、奈良県税条例の一部を改正する条例(平成25年奈良県条例第51号)が平成25年3月27日公布され、同日施行されたことによりまして、個人の町民税につきましても、本条例において条文の整備を行うものでございます。

議案書3枚目、新旧対照表を御覧ください。

右側、改正案につきまして、個人の住民税の寄附金控除につきまして、下線部奈良県税条例第26条の2第3号に掲げる寄附金を追加するもので、所得税法第78条第2項第2号及び第3号、租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する、公益社団法人、学校法人、社会福祉法人等の住民の福祉の増進に寄与する法人等で、奈良県内に主たる事務所を有する法人等に対する寄附金について寄附金税額控除ができる規定をするものです。

施行日は、平成26年1月1日、平成25年1月1日以後に支出する寄附金について適用するものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第2号 安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例(昭和29年安堵村条例第8号)の一部を改正する条例を別紙のとおり

り提出する。

平成25年12月3日提出

安堵町西本安博

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。
御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第2号について採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続きまして日程第5 議案第3号 安堵町後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀口 住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） おはようございます。

議案第3号につきまして御説明を申し上げます。

近年の低金利状況や公定歩合が形骸化しつつあることを踏まえ、国税において延滞税等の割合の見直しが行われることと合わせ、同様の見直しを行うものであり、この改正は本年条例中の附則に定められております延滞金の割合につきまして、地方税法（平成25年法律第3号）が改正されたことに伴い、利率の引き下げについて改正するものでございます。

議案書最後の新旧対照表を御覧ください。

見出しの「延滞金の割合等」を「延滞金の割合」とし、本文中の「第6条」を「第6条第1項」とし、延滞金の割合に年14.6%を加え、さらに本文3行目の特例基準割合を日本銀行法による基準割合の4%の加算割合を租税特例、特別措置法の規定による年1%の加算、割合の加算として割合とし、さらにその割合が年7.3%の割合に満たない場合について年14.6%の割合にあつては、特例基準割合における特例基準割合に年7.3%の割合を加算し、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とし、その加算割合が7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合とする旨の改正でございます。

数字の羅列でわかりづらい点もあろうかと存じますが、簡略に申し上げますと、現行の納期限1か月経過後の率が14.6%、1か月以内が7.3%とあるものを、改正によってそれぞれ7.3%、改正によりまして1か月経過後の率を9.3%、1か月以内を3%とするものでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第3号 安堵町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町後期高齢者医療に関する条例（平成20年安堵町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年12月3日提出

安堵町町西本安博

以上でございます。よろしく御審議、御可決のほど、お願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第3号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続きまして日程第6 議案第4号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

民生部門理事（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部民生部門理事。

（磯部民生部門理事 登壇）

民生部門理事（磯部あさみ） おはようございます。磯部でございます。

よろしく願いいたします。

それでは議案第4号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例についてを御説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、地方税法に準拠している安堵町介護保険条例につきましても、延滞金等の利率の見直し等の整備を行うものでございます。

それでは議案書の最後のページ3枚目、新旧対照表をお願いいたします。

え、延滞金第7条第1項でございますが、延滞金の計算の基準となる保険料額の端数の切り捨てを明記いたします。

また、その下の附則第6条におきまして、今後も貸出約定金利、平均金利が変動する場合がございます。利率の見直しがあるため、延滞金の割合等の特例として附則で追加するものでございます。

具体的には、納付期限後1か月を経かく、経過した延滞金につきましては、年14.6%の割合が特例で年9.3%に、納付期限後1か月以内は、年7.3%の割合が特例で年3%に引き下げられるものでございます。施行日は平成26年1月1日でございます。

それでは議案書をお願いいたします。

議案第4号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例（平成12年安堵町条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年12月3日提出

安堵町町西本安博

え、条文、条例の条文につきましては、新旧対照表でご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

よろしく御審議、御承認のほど、お願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第4号について採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて議案、日程第7 議案第5号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、日程第8 議案第6号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてを一括議題といたします。
提案の理由を説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤 総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） はい、それでは議案第5号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更についてと、議案第6号 奈良県市町村総合事務組合同約の変更についての、え、議案については、え、関連しておりますので一括御説明させていただきたいと思います。

まず、議案第5号 組合を組織する市町村等の変更についてでございますが、知事が許可をする日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散されることになりました

解散する4組合については、当組合の構成団体でなくなり、当組合を構成する市町村及び組合の数が減少することとなりますので、地方自治法代286条の第1項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。なお、この施行期日は、知事の許可があった日からでございます。

次に議案第6号 規約の変更についてでありますがお手元の、え、第6号の、え、後ろのほうに新旧対照表を載せております。その1ページ及び2ページを御覧いただきたいと思います。

右側の改正案の下線部でございます。

解散する4組合については、当組合の構成団体でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を当組合の構成団体とするため、規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法代286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するため、同法290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

これにつきましても施行期日は、知事の許可があった日からでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

まず議案第5号 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村の変更について

知事が許可をする日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合組合を組織する市町村及び組合のうち西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなることにについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議決を求める。

平成25年12月3日提出

安堵町町西本安博

続きまして議案第6号 奈良県市町村総合事務組合同約の変更について

知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組

合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなるとともに、新たに奈良県市町村消防組合を、奈良県市町村総合組合を組織する組合とするため、規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議決を求める。

平成25年12月3日提出

安堵町町西本安博

なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、これより総括質疑を行います。
質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 総括質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第5号に対し討論を行います。
討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第5号に対し採決します。
議案第5号は、原、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、賛成者全員でございます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、議案第6号に対し討論を行います。
討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第6号に対し採決を行います。
議案第6号は、原、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長 (山岡 敏) はい、全員でございます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長 (山岡 敏) 日程第9 議案第7号 平成25年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)についてを議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長 (堀川雅央) はい、議長。

議長 (山岡 敏) 堀川 総合政策課長。

(堀川総合政策課長 登壇)

総合政策課長 (堀川雅央) おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第7号 平成25年度安堵町一般会計補正予算(補正第4号)について説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、大きく分けて三つございます。

一つ目は、平成25年度長期共済にかかる負担金の据え置きが確定したため、共済費の減額、及び人事異動に伴う各款、項、目における人件費の増減。

二つ目は、平成24年度後期高齢者医療市町村負担金が確定したため、その精算として、広域連合への拠出金の増額。

三つ目は、中学校給食施設に太陽光発電システムを設置するための設計・施行管理委託費及び工事費の増額補正。この事業は、10月臨時議会でも御承認いただきました給食施設の屋根に設置するものでございますので、本事業も繰越明許費とさせていただきます。

また、財源として、国の補助金及び学校教育施設等整備事業債を活用させていただきますので、地方債補正により起債上限額を引き上げさせていただきます。

これらにより、31億1,488万円といたします。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書11ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費の下段、目11後期高齢者医療におきまして25万円の増額。これは平成24年度の後期高齢者医療市町村負担金が確定したため、その精算として広域連合へ拠出するためのものでございます。

次に13ページお願いいたします。

中段の、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費の節13委託費及び節15工

事請負費につきましては、中学校給食施設の屋根に太陽光発電システムを整備するため、設計管理費及び工事費として

2, 408万4, 000円を増額いたします。中学校給食施設整備工事が次年度に繰り越すことに伴い、5ページをお願いいたします。

ここに起債させていただいているように、この工事に係る経費も繰越明許費とさせていただきます。

また、この財源といたしまして、国の補助金及び学校教育施設等整備事業債を予定していますので、6ページをお願いします。

地方債補正といたしまして、限度額を870万円増額し、1億6, 520万円とさせていただきます。その他、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

今、御説明させていただいた以外の歳出補正につきましては、平成25年度長期共済にかかる負担金の据え置きが確定したための共済費の減額及び人事異動に伴う各款、項、目における人件費の増額補正でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。

太陽光発電システムの整備工事の財源といたしまして、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目3教育費国庫補助金の1, 000万円。また、最下段の款19町債、項1町債の870万円を充てさせていただきます。

太陽光発電システムの一般財源分、後期高齢者医療の精算分、人件費分につきましては、中段の、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金で調整させていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第7号 平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項yの規定に基づき、平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり提出する。

平成25年12月3日提出

安堵町町西本安博

補正予算1ページをお願いいたします。

議案第7号 平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）

平成25年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1, 013万4, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1, 488万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成25年12月3日提出

生駒郡安堵町長西本安博

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正

歳入の部

款13国庫補助金、項2国庫補助金

補正前の額5,728万9,000円、補正額1,000万円、計6,728万9,000円。

款17繰越金、項1繰越金

補正前の額1億6,640万9,000円、補正額マイナス856万6,000円、計1億5,784万3,000円。

款19町債、項1町債

補正前の額3億4,450万円、補正額870万円、計3億5,320万円。

歳入合計

補正前の額31億474万6,000円、補正額1,013万4,000円、計31億1,488万円。

続きまして3ページをお願いいたします。

歳出の部

款1議会費、項1議会費

補正前の額7,715万6,000円、補正額マイナス20万円、計7,695万6,000円。

款2総務費、項1総務管理費

補正前の額3億8,064万7,000円、補正額180万円、計3億8,244万7,000円。

同款、項2徴税費

補正前の額6,383万3,000円、補正額300万円、計6,683万3,000円。

同款、項3戸籍・住民基本台帳費

補正前の額4,245万5,000円、補正額70万円、計4,315万5,000円。

款3民生費、項1社会福祉費

補正前の額4億9,976万円、補正額マイナス985万円、計4億8,991万円。

同款、項2児童福祉費

補正前の額 2 億 7, 0 0 0、2 億 7, 9 8 8 万 5, 0 0 0 円、補正額 マイナス 2 5 0 万円、計 7, 7 1 6 万 5, 0 0 0 円。

同款、項 3 人権対策費

補正前の額 5, 7 1 2 万 3, 0 0 0 円、補正額 マイナス 3 0 万円、計 5, 6 8 2 万 3, 0 0 0 円。

款 4 衛生費、項 1 保険衛生費

補正前の額 8, 1 1 2 万 3, 0 0 0 円、補正額 マイナス 4 0 万円、計 8, 0 7 2 万 3, 0 0 0 円

同款、項 2 清掃費

補正前の額 2 億 6, 0 5 6 万 2, 0 0 0 円、補正額 マイナス 7 7 0 万円、計 2 億 5, 2 8 6 万 2, 0 0 0 円。

款 5 農林水産費、項 1 農業費

補正前の額 7, 0 4 6 万 1, 0 0 0 円、補正額 マイナス 2 0 万円、計 7, 0 2 6 万 1, 0 0 0 円。

4 ページをお願いいたします。

款 7 土木費、項 1 土木管理費

補正前の額 4, 8 2 7 万 5, 0 0 0 円、補正額 マイナス 8 0 万円、計 4, 7 4 7 万 5, 0 0 0 円。

款 9 教育費、項 1 教育総務費

補正前の額 4, 9 6 9 万円、補正額 3 0 万円、計 4, 9 9 9 万円。

同款、項 6 保険体育費

補正前の額 2, 6 7 3 万 9, 0 0 0 円、補正額 3 2 0 万円、計 2, 9 9 3 万 9, 0 0 0 円。

歳出合計

補正前の額 3 1 億 4 7 4 万 6, 0 0 0 円、補正額 1, 0 1 3 万 4, 0 0 0 円、計 3 1 億 1, 4 8 8 万円。

次のページ以降の、第 2 表繰越明許費、第 3 表地方債補正及び事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第7号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、全員でございます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

スムーズな議事進行ありがとうございました。

本日は、これで散会します。

散 会

午前10時46分
